

## 路線バス（自動運転レベル2）運行業務委託 仕様書

### 1 業務名

路線バス（自動運転レベル2）運行業務

### 2 業務の目的

本業務は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業として、自動運転レベル2の技術を用いた定時定路線運行を実施し、安全かつ安定的な輸送サービスを提供することを目的とする。2026年（令和8年）9月に供用開始予定の（仮称）まちづくり支援拠点施設と福山駅間における新たな移動手段の確保及び利便性の向上を図るとともに、運行を通じて得られる知見を活用し、当該路線における持続可能な運行体制の構築をめざす。

### 3 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

### 4 業務場所

受注者の所在地及び福山市が指定する場所

### 5 業務責任者

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、業務責任者を定め、その氏名及び連絡先を市に報告するものとする。これを変更したときも同様とする。
- (2) 業務責任者は、本業務の履行に関する総括責任者として、業務の進行管理、関係者との調整及び市との連絡調整を行うものとする。
- (3) 業務責任者は、本業務に関する市からの指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 業務責任者は、本業務の適正な履行を確保するため、業務従事者の指揮監督を行うものとする。

### 6 業務内容

#### (1) 運行業務

- ア 受注者は、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を自らの責任において取得し、当該許可に基づき本業務を実施するものとする。
- イ 受注者は、運送事業者として、次に掲げる業務を実施するものとする。
  - (ア) 運行計画の作成及び実施
  - (イ) 乗務員の配置、教育及び健康管理
  - (ウ) 運行管理及び点呼の実施
  - (エ) 運行ダイヤの調整及び遅延対応

- (オ) 旅客対応（案内、苦情、遺失物対応を含む）
- (カ) 事故及び異常時の対応
- (キ) 関係機関への届出及び報告

#### ウ 運行日

- (ア) 受注者は、(仮称) まちづくり支援拠点施設の供用開始日（9月予定）から2027年（令和9年）3月31日までの期間において、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き、毎日運行するものとする。
- (イ) 暴風、積雪その他安全な運行に支障がある場合は、あらかじめ定めた運休基準に基づき運休又は運行制限を行うものとし、その内容を速やかに市へ報告するものとする。

#### エ 運行区間

本業務における運行区間は、別紙1に定める区間とし、受注者は当該区間において運行を実施するものとする。

#### オ 運行ダイヤ

受注者は、運行ダイヤを作成し、市の承認を得るものとする。なお運行ダイヤの作成にあたっては、次の条件を満たすものとする。

- (ア) 1日28便程度の運行を基本とすること
- (イ) 運行開始時刻は、午前8時20分（(仮称) まちづくり支援拠点施設内の停留所発）を目途とし、最終便の時刻を適切に設定すること
- (ウ) 1便あたりの運行時間はおおむね15分～20分を目安に設定すること
- (エ) 他の路線の運行に支障を及ぼさないよう、確保可能な乗務員数の範囲内で実現可能なダイヤとすること
- (オ) 施設利用者のニーズを踏まえて設定すること

#### カ 自動運転レベル2による運行

受注者は、自動運転レベル2による運行にあたり、乗務員が常時運転操作に関与できる体制を確保するものとする。

#### キ 乗務員の資格等

- (ア) 受注者は、本業務の運行に従事する乗務員について、次に掲げる要件を満たす者を配置するものとする。
  - ・大型自動車第二種運転免許を有すること
  - ・関係法令に基づく適性診断及び健康状態の確認を受けていること
  - ・受注者が実施する教育及び訓練を修了していること
- (イ) 受注者は、乗務員に対し、自動運転レベル2車両の運行に必要な知識及び技能を習得させるため、次に掲げる教育訓練を実施するものとする。
  - ・座学による基礎教育
  - ・テストコースにおける運転訓練
  - ・本運行区間における実地訓練
- (ウ) 受注者は、運行開始後においても、乗務員に対する継続的な教育及び指導を

行うものとする。

- (エ) 本業務は自動運転レベル2による運行であることから、遠隔監視員は配置しないものとする。

#### ク 運賃

(ア) 本業務における運賃は、1乗車210円を基本とする。

- (イ) 当該運賃の設定にあたり、市と協議の上、受注者において必要な許可、届出その他の手続を行うこと。

#### ケ 運行状況の把握

受注者は、本業務の運行状況について、次に掲げる項目を把握し、適切に管理するものとする。

- (ア) 運行日数及び運行便数
- (イ) 定時運行の状況
- (ウ) 乗車人数及び利用状況
- (エ) 事故及び異常の発生状況
- (オ) 自動運転から手動運転への介入状況

### (2) 停留所

#### ア 設置場所

本業務における停留所の設置場所は、市が指定する次の位置とし、受注者は当該位置において停留所の設置及び運用を行うものとする。

- (ア) 停留所は、福山駅前及び(仮称)まちづくり支援拠点施設内の2か所とする。
- (イ) 福山駅前については、既存のバス乗り場(9番のりば)を使用するものとし、使用にあたっては関係機関との調整を行うこと。

#### イ スマートバス停の設置

受注者は、(仮称)まちづくり支援拠点施設内において、スマートバス停を1か所設置するものとする。

#### ウ スマートバス停の仕様

スマートバス停は、市が別途整備する基礎(W850mm×H500mm×D300mm、ほか別紙2参照)に適合するものとし、その仕様については、次に掲げる機能を有するものとする。ただし、当該仕様と同等以上の機能を有する機器(同等品)の使用は認める。

- (ア) 運行情報の表示機能(時刻、遅延情報等)
- (イ) 停留所名称及び路線情報の表示
- (ウ) 視認性及び安全性に配慮した表示機能

#### エ 設置及び維持管理

- (ア) 受注者は、スマートバス停の設置、運用及び維持管理を行うものとする。
- (イ) 故障又は不具合が発生した場合は、速やかに復旧対応を行うものとする。
- (ウ) 通信障害時においても最低限の情報提供ができる措置を講じること。

## オ 関係手続

受注者は、停留所の設置及び運用にあたり必要な許可、届出その他の手続を行うものとする。

## (3) 運行車両

### ア 自動運転車両の使用

(ア) 市は、本業務に使用する自動運転車両（以下「車両」という。）を受注者に使用させるものとする。

(イ) 受注者は、車両を本業務の目的の範囲内で使用するものとし、善良な管理者の注意をもってこれを管理するものとする。

(ウ) 受注者は、市の承認なく車両を第三者に使用させてはならない。

(エ) 受注者は、車両の使用にあたり、関係法令を遵守するとともに、安全な運行を確保するものとする。

(オ) 受注者は、速やかに必要な手続きを行い、事業用自動車として登録するものとする。

### イ 車両の仕様

本業務に使用する車両の仕様（予定）

車両名	Minibus2.0（株式会社ティアフォー製）
車長・車幅・車高	7,200 mm×2,300 mm×3,060 mm
乗車定員	28名（※自動運転時は15名座席のみの使用を推奨）
航続距離	約200km

### ウ 機器の設置

受注者は、運行開始日までに、運賃収受に必要な機器（交通系 IC 対応機器及び両替機）を設置するものとする。

### エ 点検及び整備

受注者は、道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、車両の点検及び整備を適切に実施するものとする。

### オ 故障及び不具合への対応

(ア) 受注者は、車両に故障又は不具合が発生した場合は、直ちに安全確保のため必要な措置を講じるとともに、運行の継続が困難と判断される場合は運行を中止し、市へ報告するものとする。

(イ) 受注者は、市と協議の上、受注者が所有する代替バスを運行し、利用者への影響の最小化に努めるものとする。

### カ 自動運転システムとの関係

(ア) 車両に搭載された自動運転システムについては、市が別途契約により管理するものとする。

(イ) 受注者は、当該システムの使用にあたり、市及びシステム提供者の指示に従うものとする。

(ウ) システムに起因する不具合が発生した場合は、市及び関係者と連携して対応するものとする。

#### キ 任意保険の加入

受注者は、本業務に係る事故等に備え、自動車任意保険、その他必要な保険に加入するものとする。

#### ク 車両の修繕

(ア) 受注者は、車両の故障又は不具合について、必要な修繕の内容を特定し、市へ報告するものとする。

(イ) 受注者は、市の承認を得た上で、修繕を実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後に報告することをもって足りる。

(ウ) 車両の瑕疵に起因する不具合については、市が対応することとし、その修繕に要する費用は、市の負担とする。

(エ) 受注者は、修繕により運行に支障が生じる場合は、受注者が所有する代替バスの確保その他必要な措置を講じるものとする。

(オ) 自動運転システムに起因する不具合については、クの規定によるものとする。

#### ケ 車両調達に係る対応

(ア) 本業務に使用する車両が調達できない場合など本業務の履行が著しく困難と市が判断した場合、市は契約を解除できるものとする。

(イ) 本業務に使用する車両の調達が遅延するなどの事由により運行開始が遅延となる場合、市と受注者が協議の上、業務内容、運行期間、委託契約金額等を変更するものとする。

### (4) 車両の保管場所（車庫）

#### ア 車庫の使用

(ア) 市は、本業務に使用する車庫を受注者に使用させるものとする。

(イ) 受注者は、当該車庫を本業務の目的の範囲内で使用し、善良な管理者の注意をもってこれを管理するものとする。

#### イ 暫定対応

(ア) 当該車庫が供用開始されるまでの間は、受注者の営業所その他適切な施設を車庫として使用するものとする。

(イ) (ア)に規定する施設の使用に係る費用については、本業務の委託費に含まれるものとする。

#### ウ 管理責任

受注者は、車庫における車両の保管、出庫及び入庫の管理を行い、車両の盗難、毀損その他の事故を防止するため必要な措置を講じるものとする。

#### エ 運行管理との関係

受注者は、車庫において、運行管理に必要な点呼、日常点検その他の業務を実施

するものとする。

#### オ 安全管理

受注者は、車庫における安全確保のため、車両の適切な配置、施錠管理その他必要な措置を講じるものとする。

#### カ 関係法令の遵守

受注者は、車庫の使用にあたり、道路運送法その他関係法令を遵守するものとする。

### (5) 急速充電器施設（電気自動車用）

#### ア 施設の使用

(ア) 市は、本業務に使用する急速充電器施設（以下「施設」という。）を受注者に使用させるものとする。

(イ) 受注者は、当該施設を本業務の目的の範囲内で使用し、善良な管理者の注意をもってこれを管理するものとする。

#### イ 暫定対応

当該施設が供用開始されるまでの間は、受注者は民間の充電施設を使用するものとする。

#### ウ 充電の実施

受注者は、運行計画に支障が生じないように、計画的に車両の充電を行うものとする。

#### エ 費用負担

充電に要する電気料金その他の費用は、本業務の委託費に含むものとする。

#### オ 維持管理

受注者は、当該施設の使用にあたり、適切な操作及び日常的な管理を行うものとする。

#### カ 故障時の対応

(ア) 当該施設に故障又は不具合が発生した場合は、受注者は速やかに市へ報告するものとする。

(イ) 当該施設の瑕疵に起因する不具合については、市が対応するものとする。

(ウ) 受注者は、必要に応じて代替手段を確保し、運行に支障が生じないように対応するものとする。

#### キ 安全管理

受注者は、充電作業における事故防止のため、安全確保に必要な措置を講じるものとする。

### (6) 運行情報の周知

ア 受注者は、本業務に係る運行内容について、利用者及び沿線住民に対し、適切な周知を行うものとする。

イ 受注者は、次に掲げる方法により情報提供を行うものとする。

(ア) 停留所における表示（時刻表、注意喚起等）

(イ) 車内における案内放送

(ウ) 電子媒体又は紙媒体による運行情報の提供

ウ 受注者は、自動運転レベル2による運行であることを踏まえ、利用者に対し必要な注意事項を周知すること

エ 看板の設置

(ア) 受注者は、本運行区間において、次に掲げる看板を作成し、関係法令の手続きを行った上で設置するものとする。

・運行開始前における運行予告及び周知看板

・沿線における注意喚起看板（約4箇所）

(イ) (ア)の看板の設置場所、表示内容及び設置方法については、市と協議の上、決定し、市の承認を得るものとする。

(ウ) 受注者は、本委託契約期間満了後、看板を撤去するものとする。

(7) 利用状況の把握

受注者は、本業務における利用状況を把握するため、次に掲げる方法により必要なデータを収集するものとする。

ア 利用者数の把握

受注者は、1便当たりの乗車人数、その他利用実績を把握するものとする。

イ アンケート調査の実施

受注者は、車内において利用者アンケートを実施できる環境を整備するとともに、アンケート調査に協力するものとする。

(8) 運行管理及び整備管理体制

ア 受注者は、道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、運行管理者及び整備管理者を選任し、適切な運行管理体制及び整備管理体制を構築するものとする。

イ 受注者は、関係法令に基づき、必要な帳簿、記録及び書類を備え付けるものとする。

(9) 利用者対応及び問合せ対応

ア 受注者は、本業務に関する利用者からの問合せ、意見及び苦情に対し、適切かつ迅速に対応するものとする。

イ 受注者は、問合せ対応の窓口を設置し、その連絡先を利用者に周知するものとする。

ウ 受注者は、対応内容を記録し、必要に応じて市に報告するものとする。

(10) 緊急時対応計画の策定

- ア 受注者は、事故、車両故障、災害その他の緊急時における対応方針（以下「緊急時対応計画」という。）を作成し、市の承認を得るものとする。
- イ 緊急時対応計画には、次に掲げる事項を含むものとする。
  - (ア) 緊急時の判断基準（運行継続・中止の基準を含む）
  - (イ) 関係機関及び市への連絡体制
  - (ウ) 利用者への対応方法
  - (エ) 代替輸送の確保に関する方針
  - (オ) 自動運転から手動運転への切替対応
- ウ 受注者は、緊急時対応計画に基づき、必要な訓練及び体制整備を行うものとする。

(11) 法令遵守及び書類整備

- ア 受注者は、本業務の実施にあたり、道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則その他関係法令を遵守するものとする。
- イ 受注者は、関係法令に基づき作成及び備付けが義務付けられている帳簿、記録及び書類を適切に整備し、保存するものとする。
- ウ 市は、本業務の適正な履行を確認するため必要があると認めるときは、受注者に対し、イの書類の提出又は閲覧を求めることができる。
- エ 受注者は、ウの求めがあった場合は、これに応じなければならない。

(12) 業務完了報告書の提出

- ア 受注者は、毎月、前月に履行した業務内容について業務完了報告書を作成し、翌月10日までに市へ提出するものとする。
- イ 業務完了報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (ア) 運行日数及び運行便数
  - (イ) 利用状況（停留所ごとの乗車人数を含む）
  - (ウ) 運賃収入の状況
  - (エ) 事故、異常及び運休の発生状況
  - (オ) 自動運転から手動運転への介入状況
- ウ 受注者は、イの内容について、必要に応じて簡潔な要因分析及び改善の方向性を付すものとする。

(13) 会議への参画及び協力

- ア 受注者は、福山市レベル4モビリティ・地域コミュニティの委員に就任するとともに、年2回から3回程度開催される会議に参加するものとする（オンラインによる参加を含む）。
- イ 受注者は、当該会議において、本業務の運行状況、利用状況その他必要な事項

について説明を行うとともに、市の求めに応じて資料の作成、説明及び質疑応答に対応するものとする。

(14) その他

受注者は、本仕様書に定めるもののほか、本業務の目的を達成するために必要な業務について、市と協議の上、これを実施するものとする。

**7 執行体制**

- (1) 受注者は、本業務を適正に遂行するため、業務責任者のもとに必要な人員を配置し、適切な執行体制を構築するものとする。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに、実施体制図及び委託業務実施計画書を作成し、市の承認を得るものとする。
- (3) 受注者は、(2)の体制又は計画を変更しようとする場合は、あらかじめ市の承認を得るものとする。

**8 納入物件等**

受注者は、本業務に係る成果物について、次に掲げるとおり納品するものとする。なお、電子データ及び紙媒体により提出することとし、電子データの形式等については市と協議の上定めるものとする。

	提出物	提出期限	備考
1	実施体制図	契約締結後速やかに	
2	委託業務実施計画書	契約締結後速やかに	
3	緊急時対応計画	運行開始前	市の承認を得たもの
4	月次業務完了報告書	毎月 10 日 (業務履行期間中)	
5	年度業務完了報告書	3 月 31 日	
6	アンケート結果報告書	3 月 31 日	
7	運行実績総括報告書	3 月 31 日	課題整理
8	周知等に係る制作物データ	3 月 31 日	再利用可能な形式で提出
9	備品等一覧	3 月 31 日	10 万円以上及び電子機器 2 万円以上
10	その他市が必要と認める資料	市が指定する日	

**9 本業務における留意事項**

(1) 著作物の利用及び著作権

ア 本契約により受注者が作成した成果物に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む。）は、市に無償で譲渡されるものとする。

イ 受注者は、当該著作物について著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 再委託

- ア 受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受注者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の書面による承認を得なければならない。

(3) 機密の保持及び個人情報の保護

- ア 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として適切に管理し、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- イ 受注者は、情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- ウ 受注者は、個人情報の保護に関する法令を遵守するものとする。

(4) 業務委託料の支払

- ア 業務委託料は、運賃収入相当額に応じて変更するものとする。
- イ アの変更後の業務委託料（税抜）は、次の式により算定するものとする。  
変更後業務委託料（税抜）＝当初業務委託料（税抜）－運賃収入相当額
- ウ 運賃収入相当額は、本業務において発生した運賃収入の総額とし、業務完了報告書に基づき市が確認した額とする。
- エ イ、ウに基づき、市と受注者は変更契約を締結するものとする。
- オ 消費税及び地方消費税については、変更後の業務委託料に基づき別途加算するものとする。

(5) 契約内容の変更等

- ア 本業務は、社会情勢の変化、関係制度の変更、財政事情、天災その他受注者の責めに帰することができない事由により、その内容を変更又は縮小する場合がある。
- イ アの場合においては、市と受注者が協議の上、変更内容に応じて委託契約金額を見直すものとする。

(6) 費用の取扱い

- 委託契約金額は、本業務の履行に必要な交通費、宿泊費、通信費、広告宣伝費、消耗品費その他一切の経費を含むものとし、受注者はこれらの費用を別途市に請求することはできない。

(7) 連絡体制

- 受注者は、本業務の実施にあたり、市と円滑な連絡調整を行うため、電子メールその他の手段により速やかに連絡が可能な体制を構築するものとする。

(8) 協議

受注者は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合又は改善の必要があると認める場合は、市と協議の上、対応を決定するものとする。

(9) 提案内容の取扱い

受注者は、本業務の公募型プロポーザルにおいて提案した内容及び質疑応答において実施又は検討を約した事項について、市と協議の上、委託料の範囲内で実施するものとする。

(10) 成果物及び物品の帰属

本業務により作成された成果物及び本業務の経費により取得した物品は、市に帰属するものとする。

(11) 関係手続の変更への対応

ア 本業務に必要な一般乗合旅客自動車運送事業に関する手続については、関係機関との協議により内容が変更される場合がある。

イ アの場合においては、受注者は市と協議の上、必要な対応を行うものとし、当該変更が業務内容又は費用に影響を及ぼすときは、契約変更の対象とする。

(12) 損害賠償

受注者は、本業務の履行に関連して、市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(13) 責任の原則

ア 本業務の履行に関する責任は、運行、管理及び利用者対応については受注者が負い、車両、車庫及び施設の所有に関する責任は市が負うものとする。

イ アの規定にかかわらず、個別の事項については、本仕様書の定めによるものとする。